令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス
社会実装調査業務委託　公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この実施要領は、「令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務委託」を実施するにあたり、業務実績や取組体制、企画提案書等を求め、本業務委託の履行に最も適した者を特定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）　委託業務の名称

令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務委託

（２）　業務内容

別紙「令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務委託仕様書」のとおり

（３）　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 30 日(火曜日)まで

（４）　契約上限額等

ア　総額　49,885,800 円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とし、この限度を超えた提案は、受理しないこととする。

また、本事業は、内閣府所管「地域未来交付金(地域未来推進型)(令和８年７月募集)」を活用し実施する予定であり、当該交付金における要素事業毎の対象経費の上限額は、以下のとおりとする。

(ア)　要素事業１　；　自動運転バス社会実装事業　　46,585,800 円

※　現地交通事業者への運行業務委託に係る経費は含まない。

(イ)　要素事業２　；　アバターバスガイド活用事業　　3,300,000 円

イ　この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

３　事業概要及び目的

（１）　焼津市では、焼津駅を起点として、市役所、商店街、焼津漁港等の観光・交流拠点おける移動手段(二次交通)の充実による回遊性の向上と、「食」「温泉」「海」を活かした観光資源の高付加価値化による、観光交流客の増加や旅行消費額を高め、地域経済の活性化を図ることしている。

（２）　また、令和８・９・10 年度には、自動運転バスのレベル２による実証運行を行い、令和 11 年度のレベル４による社会実装に向けた技術的な課題整理と対策、社会受容性の醸成、レベル４認可申請事務を行う計画である。

（3） 本業務は、実証運行バスの車内において、アバターによる接客、観光案内等の情報発信を行い、移動時間そのものに新たな体験価値や付加価値を創出し、単なる目的地までの自動運転バスによる移動手段にとどまらない、令和 11 年度のレベル４による自動運転バス社会実装を見据えた「アバターを活用した自動運転移動サービスモデル」の構築等について、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援を受け、事業推進を図るものである。

４ 選定方法

公募型プロポーザル方式

５ 担当課

焼津市 建設部 道路課 交通対策担当
〒425－8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号
電話；054-626-2166 ＦＡＸ；054-626-9416
E-mail；douro@city.yaizu.lg.jp

６ 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。
なお、共同企業体による参加も可能とし、全ての構成員が次の要件を満たし、「プロポーザル参加表明書（様式３）」において代表企業を定めることを条件とする。

（1） 業務実績・保有資格等について
令和４年度から７年度における国土交通省所管「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)」など、官公庁発注の自動運転サービスに関する実証運行業務を受注し、完了させた実績を有している。

（2） 自動運転バス実証運行への車載アバター提供業務に係る受注・完了実績を有する。

（3） 参加申込日時点において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に係る ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001 の認証を取得し、現に有効である。

（4） 参加申込日時点において、品質マネジメントシステムに係る ISO 9001 の認証を取得し、現に有効である。

（5） 県内企業（県内に本店がある企業、又は県内に支店や営業所を置き代理権を持つ事業者）に該当する事業者である。

（6） 公告の日において、法人格を有し、業務を適正かつ確実に履行するために必要な経営基盤及び執行体制を有している。

（7） 2025 年４月１日版 焼津市随意契約見積心得 15(見積りする資格のない者)に該当しないこと。

７ 募集要項

本プロポーザルに係る関係書類は、焼津市ホームページからダウンロードする。

８　事業スケジュール

項　　目	日　　時
①　公募の開始日	令和８年 10 月 28 日(水曜日)
②　令和８年度焼津市アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務プロポーザル実施要領等の配布期間	令和８年 10 月 28 日(水曜日)から 令和８年 11 月９日(月曜日)　午後５時まで
③　「参加表明に関する質問書」の提出期間	令和８年 10 月 28 日(水曜日)から 令和８年 11 月２日(月曜日)　午後５時まで
④　「参加表明に関する質問書」の回答期限（本市ホームページに掲載）	令和８年 11 月５日(木曜日)まで
⑤　「プロポーザル参加表明書等」の提出期限	令和８年 11 月９日(月曜日)　午後５時まで
⑥　「プロポーザル参加資格確認結果通知書」の通知期限	令和８年 11 月 12 日(木曜日)まで
⑦　「企画提案書等提出に関する質問書」の提出期限	令和８年 11 月 12 日(木曜日)から 令和８年 11 月 16 日(月曜日)　午後５時まで
⑧　「企画提案者等提出に関する質問」の回答期限（本市ホームページに掲載）	令和８年 11 月 18 日（水曜日）まで
⑨　参加表明後の「プロポーザル参加辞退届」の提出期限	令和８年 11 月 20 日（金曜日）　午後５時まで
⑩　企画提案書等の提出期限	令和８年 11 月 20 日（金曜日）　午後５時まで
⑪　プレゼンテーション実施時間等の通知期限	令和８年 11 月 24 日（火曜日）まで
⑫　プレゼンテーションの実施日	令和８年 11 月 30 日（月曜日）
⑬　「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」の通知発送日	令和８年 12 月１日（火曜日）発送

※　ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

９　参加表明に関する質問及び回答

（１）　「参加表明に関する質問書（様式１）」の提出期限

令和８年11月２日（月曜日）　午後５時まで

（２）　提出先

上記５に同じ

（３）　提出方法

ア　電子メールにより、「参加表明に関する質問書（様式１）」を提出し、メール送信後、電話によるメール着信の確認をお願いします。なお、電話等による質問は受け付けません。

イ　メールのタイトルは、「【参加表明に関する質問書】 令和８年度焼津市アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務に係る質疑について」とする。

（４）　回答

ア　厳正かつ公平を期すため、「参加表明に関する質問書(様式１)」及び回答内容は、令和８年11月５日（木曜日）までに、本市ホームページへ掲載する。

イ　回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

（５）　説明会

本プロポーザルに関する説明会は、実施しない。

10　留意事項

（１）　本事業は、内閣府所管「地域未来交付金(地域未来推進型)(令和８年７月募集)」を活用し実施することから、当該交付金の採択を受けられなかった場合は、本プロポーザル手続きを中止する。

（２）　また、当該交付金の交付決定額が申請額に満たない場合は、事業内容及び業務委託料について協議の上、必要に応じて仕様の変更又は本プロポーザル手続きの可否を決定する。

（３）　なお、優先交渉権者の特定後に、不採択等が判明した場合は、当該特定を取り消すが、焼津市は本件に係る損害賠償責任等を負いません。

11　プロポーザル参加表明書等の提出

（１）　提出期限

令和８年11月９日（月曜日）　午後５時まで

（２）　提出先

上記５に同じ

（３）　提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時30分から午後５時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着）

なお、共同企業体の場合は、次の提出書類のうち、「№３」から「№７」までの書類について、構成員全ての分を提出する。

（４） 提出書類

No.	提　出　書　類	様 式	提出部数(正本・副本)
1	誓約書	様式２	１部
2	プロポーザル参加表明書	様式３	11部(１部・10部)
3	会社概要書	様式４	11部(１部・10部)
4	参加表明者の類似業務実績表	様式５	11部(１部・10部)
5	業務実施体制図	様式６	11部(１部・10部)
6	予定業務従事者等一覧	様式７	11部(１部・10部)
7	共同企業体の設置に関する協定書（共同企業体のみ。）	任　意	１部
8	情報システム非機能要件一覧	別　表	11部(１部・10部) ※ Excelデータについても提出する。

12　プロポーザル参加資格の審査及び通知

（１） プロポーザル参加表明書、会社概要書、参加表明者の類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和８年 11 月 12 日（木曜日）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式８)」により通知する。

（２） ただし、プロポーザル参加表明者が６者以上いる場合は、本要領「21　評価項目及び評価基準　（３）「参加表明者」に対する評価項目及び評価基準」に定める、「業務実績」に対する評価基準に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位５者を選定する。

（３） また、５者以下の場合は、参加表明者全てを一次審査による選定者とし、本要領「21　評価項目及び評価基準　（３）「参加表明者」に対する評価項目及び評価基準、（４）「企画提案書(プレゼンテーション)」に対する評価項目及び評価基準及び本要領「22　審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、二次審査を書類提出による一次審査と併せて実施する。

（４） 参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式８)」を電子メールで送付した翌日から起算して５営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとし、期限後の質問は受け付けません。

13　企画提案の質問及び回答

（１） 提出期限

令和８年 11 月 16 日（月曜日）　午後５時まで

（２） 提出先

上記５に同じ

（３） 提出方法

ア　電子メールにより、「企画提案書等提出に関する質問書（様式９）」を提出し、メール送信後、電話によるメール着信の確認をすること。電話等による質問は受け付けない。

イ　メールのタイトルは「【企画提案】令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務に係る質疑について」とする。

（４） 回答

ア　厳正かつ公平を期すため、質問及び回答内容は、令和８年 11 月 18 日（水曜日）までに本市ホームページへ掲載します。

イ　回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなします。

14　プロポーザル参加表明後の辞退

（１） 提出期限

令和８年 11 月 20 日（金曜日）　午後５時まで

（２） 提出先

上記５に同じ

（３） 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時30分から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着）

（４） 提出書類

プロポーザル参加辞退届（様式 10）

（５） その他

参加辞退は自由であり、辞退した場合でも以後における不利益な扱いはいたしません。

15　企画提案書等の提出期限、場所及び方法

（１） 提出期限

前記「12（１）」による「プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式８)」の受理後から、令和８年 11 月 20 日（金曜日）午後５時まで

（２） 提出場所

上記５に同じ

（３） 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時 30 分から午後５時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

なお、共同企業体の場合は、次の提出書類のうち、「参加表明者の類似業務実績表(様式５)」及び書類について、構成員全ての分を提出する。

（４） 提出書類

ア　企画提案書（「企画提案書（様式 11）鑑を使用する。」）

イ　参考見積書

ウ　会社案内、パンフレット等

※　複数の事業者による共同提案の場合は、提案書は１部にまとめても差し支えないが、各事業者の担当範囲が明確にわかるよう整理する。また、見積書及び内訳書については、各事業者が担当する部分ごとに作成し、合算額を「２　業務概要　（４）契約上限額等」の範囲内とする。

（５）　提出方法

ア　提案書類等は、正本１部、副本 10 部（正本のみ社印を押印し残りは複写）を、それぞれバインダー等で綴じたものを提出する。また、電子データ（ＰＤＦ形式）についても、電子メールにより提出する。

イ　別途「別表＿情報システム非機能要件」については、電子データ（Excel ファイル）についても提出する。

（６）　参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式 10)」により、その理由等を記入して、速やかに電子メール等にて提出する。

なお、プロポーザル参加辞退は自由であり、辞退によって不利益な扱い（指名停止等）を受けることはありません。

16　企画提案書の規格

企画提案書を作成する際は、次の条件を順守する。

（１）　企画提案書の形式は、Ａ４用紙、縦向き、両面印刷、左綴じとし、文字の大きさは、12 ポイント以上とする。ただし、図表等で一部Ａ３用紙を使用してもよい。この場合はＡ４版に折り込む。

（２）　本要領の「17　企画提案書の内容」に基づき正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料等を添付することがないよう留意するとともに、文書を補完するため、写真、イラスト及びイメージ図等を使用しても構いません。また、カラーも可とする。

（３）　目次等を含め全部で 30 ページ以内とします。なお、Ａ３用紙は２ページ分として扱う。

（４）　言語は日本語とし、記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避ける（専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きをつける)。

（５）　提案書のボリュームは評価の対象ではないので、読み易さや解りやすさに留意し、簡潔に作成する。

17　企画提案書の内容

企画提案書の作成に当たっては、下記に掲げる事項を記載する。

（１）　会社概要（資本金、経営状況等）

※　複数の事業者による共同提案の場合は、すべての事業者分を記載する。

（２）　提案の概要

別紙の「令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務託仕様書」の内容に沿った提案とする。

（３） 業務工程表

本業務の履行のための業務工程表を作成する。

（４） 業務体制表

ア　本業務に配置予定の業務責任者及び業務従事者（２名以上配置）を記載する。

イ　業務責任者及び業務従事者の氏名、所属、役職、類似業務実績及び担当する分担業務内容を記載する。

※　複数の事業者による共同提案の場合は、事業者の担当範囲が明確にわかるよう整理すること。

（５） 令和 11 年度のレベル４自動運転社会実装を見据えた事業展開の提案

ア　本業務の実現性及び将来性を評価したいため、令和 11 年度までの事業展開について提案する。

イ　また、提案にあたっては、走行環境条件付与下における自動運転レベル４の社会実装を見据えた内容とする。

ウ　令和８年度から令和 10 年度の自動運転レベル２による事業内容及び規模を踏まえ、段階的な導入プロセスを含め、技術的要件、運行形態、制度面の対応等を踏まえた実現性のある提案とする。

エ　なお、本提案内容は、令和９年度の契約を保証するものではありません。

18　参考見積書の内容

（1） 参考見積書の様式は、任意とする。

（２） 費用は、すべて消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

（３） 費用の項目は、別紙１「事業費目」に従い、企画提案書の内容を実施するための費用と内訳を記入する。

（４） 本事業は、内閣府所管「地域未来交付金(地域未来推進型))」を活用し実施する予定であり、令和９・10 年度における当該交付金における要素事業毎の対象経費の上限額は、以下のとおりとする。

要 素 事 業 名	令和９年度	令和 10 年度
自動運転バス社会実装事業	101,420,805 円	136,785,680 円
アバターバスガイド活用事業	4,180,000 円	4,290,000 円
自動運転バス車両購入事業	※車両はリース	99,000,000 円

※　現地交通事業者への運行業務委託に係る経費は含まない。

※　自動運転バス車両について、令和９年度はリース、令和 10 年度は購入を計画している。

19　プレゼンテーションの参加

（１） 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア　本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ　企画提案の内容又はその意思について、他の提案者と相談を行った場合

ウ　企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
エ　審査終了後、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
オ　評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
カ　その他審査委員会が不適格と認めた場合

（２）　複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書等を提出することは認めない。

（３）　提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

（４）　その他

参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

20　プレゼンテーションの実施

※　詳細は、令和８年 11 月 24 日(火曜日)までに、参加表明者に別途通知するものとします。

（１）　実施日(予定)

令和８年 11 月 30 日(月曜日)

（２）　実施時間及び場所

企画提案書の提出後、電子メールにより、令和８年 11 月 24 日(火曜日)までに通知する。

（３）　提案出席者

３人以内とする。

（４）　所要時間

企画提案者当たり、30 分以内とします。

※　企画提案者からの説明 20 分、質疑応答 10 分

（５）　実施順及び提案者

ア　順番は、原則、企画提案書等の受付順とする。
イ　提案発表者は、本事業を受注した場合の「業務責任者」とする。

（６）　その他

ア　プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用し氏名のみ記載する。
イ　説明は、提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めません。
ウ　プレゼンテーションに当たって機器（パソコン、プロジェクター及びスクリーン）は、焼津市で準備しますが、その他の機器が必要な場合は、企画提案者で用意する。
エ　必要機器のセッティング等が説明開始時間までに終わらない場合は、提案者からの説明（20 分）に含めるものとする。
オ　プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

21　評価項目及び評価基準

（1）　企画提案書等による評価項目及び評価基準(配点 85 点)は、次のとおりとする。また、「参加表明者」及び「企画提案者（プレゼンテーション)」に対する評価項目は、以下の基準で評価し、評価項目合計の６割以上を最低基準点として定める。

（2）　提案者が１者となった場合、最低評価基準点（総合得点の６割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

（3）　「参加表明者」に対する評価項目及び評価基準

評 価 項 目	評　価　基　準	配点	該当箇所
業　務　実　績	1　令和４年度から令和７年度における国土交通省所管「地域公共交通確保維持改善事業費(自動運転社会実装推進事業)」など、官公庁発注の自動運転移動サービスに関する実証運行業務の完了実績	５点	様式５
	2　自動運転移動サービスに関する走行実証事業への車載アバター提供業務に係る受注・完了業務実績	10 点	様式５
評価点 【満点 15 点】		15 点	

（４）　「企画提案書（プレゼンテーション）」に対する評価項目及び評価基準

※　各評価項目内に【重点項目】と記載されている項目は、配点を２倍しています。

評　価　項　目	評　　価　　基　　準	配　点
① 業務工程計画	本事業に関する現状と課題を把握し、履行期間内で業務遂行に必要な作業手順が実施体制フロー等で的確に示されており、実効性のある具体的な提案内容であるか。	５点
② 業務の実施方針及び事業手法	令和８年度の「自動運転レベル２」実証運行路線における走行環境上の課題等の整理、走行ルートや危険回避調査手法等に関して、実施方針や具体的な調査・検証等の方法が、具体的に示された提案内容であったか。	５点
③ 事業推進に向けた許認可申請等の整理	令和 11 年度の「自動運転レベル４」社会実装に向けて、官公庁からの受注業務実績に基づき関連する法制度、ガイドライン等の整理が的確で、許認可申請（走行環境条件付与、特定自動運行の許可申請、旅客自動車運送事業／貨物自動車運送事業の計画に係る許可等）に係る関係機関との協議・調整・事務手続き等のプロセスも簡潔に整理されており、実効性のある具体的な提案内容であるか。	５点
④ 自動運転社会実装推進事業における提出書類の作成	官公庁発注の自動運転移動サービスに係る調査・走行実証業務の受注業務実績に基づき、「経営面・技術面・社会受容性面」の３つの観点における分析、実証データ、中・長期収支計画、リスクアセスメントの取り纏めなど、報告書作成に必要な整理等の方法が、具体的に示された提案内容であるか。	５点
⑤ 自動運転バスの導入向けた社会受容性向上方策の検討	官公庁発注の自動運転移動サービスに係る調査・走行実証業務の受注業務実績に基づき、焼津市の地域特性等を踏まえた「社会受容性の向上施策」の検討方法が、具体的に示された提案内容であるか。	５点
⑥ 自動運転バス導入計画の検討	焼津市自主運行バス「大井川焼津線」における「焼津駅前から焼津市立総合病院」までの間の、段階的な自動運転バスへの置き換えについて、具体的な調査・検討方法が示された提案内容であるか。	５点
⑦ 自動運転モデル（システム）【重点項目】	官公庁発注の自動運転移動サービスに係る調査・走行実証業務の受注業務実績に基づき、自動運転レベル４を見据えた現状の自動運転モデルにおける課題を整理し、今後の無人走行・社会実装に向けた自動運転事業モデルの最新情報が提案内容に含まれているか。	10 点
⑧ 社会実装計画【重点項目】	令和 11 年度の「自動運転レベル４」社会実装に向けた検討体制、関係機関との協議・調整スケジュール、中長期計画、事業予算収支計画等の検討スケジュールが、実効性のある提案内容であるか。 ※　令和９・10 年度における要素事業毎の対象経費の上限額は、「18　参考見積書の内容　（４）」とする。	10 点
⑨ アバターを活用した自動運転移動サービスモデルの構築①【重点項目】	車載アバターの提供実績を有し、接客、観光案内等の情報発信の方法、新たな体験価値や付加価値の創出について、斬新なサービスモデル構築が期待できる提案となっているか。	10 点
⑩ アバターを活用した自動運転移動サービスモデルの構築②	車載アバターを活用したサービスモデルについて、社会実装後の通年運行等を見据え、長期的かつ継続的なサービス提供に耐え得る機能及びサービスの仕組みとなっているか。	５点
⑪ 価格評価	契約上限額等	５点
評　価　点 【満点　70 点】		70 点

22　審査及び優先交渉権者の特定等

（1）　審査方法等

ア　企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ　提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領「21　評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点（一次審査と二次審査の合計点）が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、２位の者を次点者として特定する。

ウ　本要領「６　参加資格要件」で定める要件及び本要領「15　企画提案書等の提出期限､場所及び方法」に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ　同一点数が２者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

オ　審査委員会が適切な提案がないと判断した場合には、優先交渉権者を特定せず、プロポーザルの手続を中止することがある。

（2）　審査結果の公表

ア　企画提案者には､「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書(様式 12)」を、令和８年 12 月１日(火曜日)に発送する。

イ　審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和８年 12 月１日(水曜日)に焼津市ウェブサイトで公表する。

ウ　審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書(様式 12)」を送付した日の翌日から起算して５営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとします。ただし、評価の内容については、自己の合計点及び順位のみ回答する。なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立てには応じません。

23　契約の締結

（1）　契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア　優先交渉権者が審査後、本要領「６　参加資格要件」で定める要件を満たすことができなくなったとき。

イ　優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ　優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ　その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

（2）　契約締結日　令和８年 12 月上旬（予定）

24　業務の範囲

本業務の範囲は、別紙「令和８年度 焼津市 アバターを活用した自動運転移動サービス社会実装調査業務委託仕様書」を基本としますが、焼津市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容追加又は変更を受注者と協議の上決定するできることとする。

また、これにより契約限度額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

25　その他（留意事項）

（１）　プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア　提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ　指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（２）　失格となる企画提案者

ア　提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

（ア）　本要領「２（４）契約上限額等」の金額を超えた見積書を提出した場合

（イ）　企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ　企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

（ア）　本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

（イ）　本要領「20 プレゼンテーションの実施」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合（予定の業務責任者が欠席した場合も含む。）。ただし、交通機関等の事故その他真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡があった場合を除く。

（ウ）　プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

（エ）　本要領に重大な違反があると審査委員会が合理的に判断した場合

（３）　提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

（４）　書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

（５）　提出された書類の返却はしないものとする。

（６）　電子メール等の通信事故については、焼津市はいかなる責任も負わない。

別紙１　事業費目

費　　目		費　　目　　定　　義
車両費	1　車両購入費	自動運転の社会実装を目的とした車両購入に係る費用
	2　車両改造費	車両を自動運転向けに改造する為に係る費用
	3　車両ラッピング関連費	自動運転車両の視認性・安全性向上を目的とした車両ラッピングに係る費用
	4　車両輸送費	自動運転事業の実施を目的とした車両輸送に係る費用
	5　車両諸経費	自動運転の社会実装を目的とした車両購入に係る諸経費（車両登録料等）
	6　車両リース費	自動運転事業の実施を目的とした車両リースに係る費用
車両関連費	7　燃料費・電気代	自動運転事業における燃料費・電気代
	8　車両修繕費	自動運転事業における車両修繕に係る費用
	9　車両定期点検・整備費	自動運転事業における車両定期点検・整備（部品交換を含む）に係る費用
	10　自賠責保険料	自動運転事業における車両の自賠責保険に係る費用
	11　自動車保険料	自動運転事業における自動車保険に係る費用
	12　自動車重量税	自動運転事業における自動車重量税
	13　自動車税	自動運転事業における自動車税
システム関連費	14　自動運転システム費	自動運転事業における自動運転システムの構築及び設定等に係る費用
	15　自動運転システム保守・運用費	自動運転事業における自動運転システムの保守や運用等に係る費用
	16　運行管理システム費	自動運転事業における運行管理システムの構築及び設定等に係る費用
	17　運行管理システム保守・運用費	自動運転事業における運行管理システムの保守や運用等に係る費用
	18　遠隔監視システム費	自動運転事業における遠隔監視システムの構築及び設定等に係る費用
	19　遠隔監視システム保守・運用費	自動運転事業における遠隔監視システムの保守や運用等に係る費用
	20　データ通信費・クラウド利用料	自動運転事業におけるデータ通信等に係る費用
	21　アプリ開発費	自動運転事業における MaaS アプリ等の開発に係る費用
	22　アプリ保守・運用費	自動運転事業における MaaS アプリ等の保守や運用等に係る費用
設備関連費	23　遠隔監視機材費	自動運転事業における車両の遠隔監視を目的とした機材の調達に係る費用
	24　遠隔監視室設置費	自動運転事業における車両の遠隔監視を目的としたスペース（会議室等）の設置等に係る費用
	25　遠隔監視室賃借料	自動運転事業における車両の遠隔監視を目的としたスペース（会議室等）の貸借に係る費用
	26　インフラ機材費	自動運転事業におけるインフラの調達に係る費用（磁気マーカ、信号通信機等）
	27　インフラ機材点検・保守費	自動運転事業におけるインフラの点検・保守に係る費用（磁気マーカ、信号通信機等）
	28　停車場設置関連費	自動運転車両の停車場（停留所を含む）の設置等に係る費用
	29　駐車場設置費	自動運転事業における自動運転車両のための駐車場の設置に係る費用
	30　駐車場賃借料	自動運転事業における自動運転車両のための駐車場の賃借に係る費用
リスクアセスメント関連費	31　リスクアセスメント費	自動運転事業におけるリスクアセスメントに係る費用
	32　車両調律費	自動運転事業におけるリスクアセスメントの結果に基づく車両本体の調律（運行速度設定等）に係る費用
	33　地図データ作成費	自動運転事業における地図データの作成に係る費用
	34　地図データ更新費	自動運転事業における地図データの更新に係る費用
労務費	35　運転手費用総額	自動運転事業における運転手に係る労務費
	36　保安員費用総額	自動運転事業における保安員（運転手兼任も含む）に係る労務費
	37　遠隔監視員費用総額	自動運転事業における遠隔監視員に係る労務費
	38　インフラ工事費	自動運転事業におけるインフラの設置等に係る労務費
	39　企画運営費	自動運転事業の企画・運営に係る労務費
	40　旅費・交通費	自動運転事業に係る旅費・交通費
	41　事務経費	自動運転事業におけるレベル 4 許認可取得手続きに係る費用
	42　事業性に係るモニター調査費	自動運転事業における事業性の検証に係るモニター調査の実施に係る費用
	43　事業性に係るアンケート調査費	自動運転事業における事業性の検証に係るアンケート調査の実施に係る費用
	44　研修・トレーニング費	自動運転事業における研修・トレーニングの実施に係る費用
	45　相談料/謝金	自動運転事業に係る相談料/謝金の費用
その他	46　その他雑費	その他、本事業を行うために特に必要と認められる初期費用